「宮城のドキュメント映画上映実行委員会」規約

1. （名称）

この会の名称は、「宮城のドキュメント映画上映実行委員会」とする。

1. （目的）

この会の目的は、映画（宮城県にて制作されたドキュメント映画）を佐賀市内で上映することを通して、被災地より距離的には遠く離れている佐賀の地において、東日本大震災の記憶の風化を防ぎ、東北を身近に感じ理解・共感を生み出すきっかけの一助とすることである。

1. （活動）

この会は、以下の活動を行う。

1. 宮城のドキュメント映画上映会を年間1回以上佐賀市内にて開催するための企画・運営にあたる。
2. 上記の上映会への取り組みを通して、東北の風土・文化・人びとの営みの魅力を発信し、今後の東北と佐賀のつながりや交流の促進に結び付くような活動につとめる。
3. （会員）
4. この会は以上の目的・活動に賛同する個人・および団体により構成する。
5. 入会・退会は所定の文書により行う。
6. （運営）
7. この会は、委員長1名、副委員長1名、会計1名をおく。任期は1年とし、役員の再任を妨げない。
8. この会は、目的を計画し遂行するために実行委員会を置く。実行委員会は、年間６回行なう。
9. この会は、事務所を佐賀市内に置く。

第六条　　（会計監査）

　　　　　 会計年度は１月より12月とする。会計監査は、各年度末に行う。

この規約は、平成26年12月27日より効力を発する。